

技術開発制度の概要

背景

- 第7次エネルギー基本計画に掲げる2040年までの30～45GWの洋上風力発電の案件形成に資するよう、広大かつ大水深の排他的経済水域(EEZ)も含めた大規模な案件形成を目指しています。
- EEZでは、浮体式洋上風力発電が主となるところ、同発電設備を大量導入した実績は無く、施工方法が確立されていません。

目的

- 浮体式洋上風力発電の最適な海上施工方法の確立に資する技術開発を国が推進します。

概要

- 1 技術開発テーマを設定し、民間企業等から幅広く技術開発案件を募ります。
- 2 対象の技術開発案件は、原則3年以内です。
- 3 各年度の技術開発費の上限は1億5,000万円(※1)です。
- 4 応募のあった技術開発案件を審査し、技術開発テーマに則する採択案件を決定します。
- 5 採択案件について、単年度の委託契約(※2)を結び、業務委託を行います。

※1 但し、実際の業務委託金額は最終的な金額は審査結果等によります。

※2 複数年度に渡る技術開発案件においても、毎年度、評価を実施し、その結果によって継続の可否を判断するため、単年度契約とします。

技術開発テーマ

令和8年度 2つのテーマ

テーマ1 港湾における洋上風力発電設備の施工に関する効率化・高度化

港湾における浮体式の設置・組立等に関する技術開発を行い、
港湾における施工の効率化を図る。

テーマ2 海上における洋上風力発電設備の施工に関する効率化・高度化

海域における設備の設置・維持管理や浮体基礎の保管等に関する技術開発を行い、
海上施工の安全性を向上させるとともに、港湾での施工の負担軽減を図る。